

みんなで考え・語り・創る ふくしのまちづくり

～地域でつながり支えあうまち ふくちやま～



福知山市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画 目 次

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの計画策定の背景	2
3 第4次活動計画策定の背景	3
4 第4次活動計画の位置づけ	8
5 第4次活動計画策定のプロセス	10
6 地域福祉の対象とその担い手	12

第2章 第3次地域福祉活動計画の取組みと総括

1 第3次活動計画の取組みと総括	17
------------------	----

第3章 第4次地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 地域福祉目標について	37
2 計画を推進するための大切にしたい3つの視点	37
3 地域福祉活動目標・社協目標について	38

第4章 第4次地域福祉活動計画の数値目標

1 数値目標の設定	62
-----------	----

第5章 計画の推進と管理方法

1 第4次活動計画の進行管理	66
2 第4次活動計画のマネジメント	67

参考資料編 計画の策定にかかる過程

● 住民福祉懇談会	68
● 地域福祉ワークショップ	70
● 策定委員会	73

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の地域をとりまく環境は、人口の減少、少子高齢化の急速な進行、地域社会や家族形態の変容などにより大きく変化し、単身世帯の増加や、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、8050問題やヤングケアラーなど、生活・福祉課題は多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、さらに私たちの生活に多くの影響を与え、様々な生活・福祉課題が顕在化しており、地域福祉活動においても、取組みに工夫が求められています。

わが国では、福祉制度を将来にわたって維持・充実していけるように、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、また人と地域がつながり、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「**地域共生社会**」の実現を目指しています。地域住民が抱える課題の多様化・複雑化を背景に、令和2年6月の社会福祉法の改正では、地方公共団体の取り組むべき役割として、新たに地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わず広く地域住民を対象とした支援制度である「重層的支援体制整備事業」がスタートしました。また、社会福祉法人はその高い公益性に鑑み、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うこととされ、各地で様々な取組みが展開されるようになってきています。

地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ地域で活動する様々な団体や関係機関などの主体がきめ細やかな連携を図りながら、地域の実情や生活・福祉課題などを共有したうえで、解決に向けてそれぞれの役割を果たし、また協働して取り組んでいくことが必要です。地域福祉活動計画（以下、「活動計画」）は、各主体が役割分担と協働で具体的な活動に結び付けていくための指針として、福知山市社会福祉協議会（以下、「社協」）が策定します。



出典/厚生労働省資料
(第4次福知山市地域福祉計画より引用)

2 これまでの計画策定の背景

【地区福祉推進協議会の支援を重点項目とした第1次活動計画】（平成21年度～平成22年度）

平成21年度にスタートした第1次活動計画では、概ね小学校区を単位とした住民主体の組織である「地区福祉推進協議会」への支援施策を重点的な取組みとして掲げ、小地域福祉活動の推進を図り、地域が支援を必要とする人たちに目を向け、課題を把握し、それを地域で共有し、解決に向けて取り組める体制づくりを進めました。

地区福祉推進協議会に対する具体的な活動を提案しながら、社協の役割・支援方法を明確にし、小地域での福祉活動が活発になるように、取組みを進めました。

【社協の活動充実・強化を重点項目とした第2次活動計画】（平成25年度～平成29年度）

平成25年度にスタートした第2次活動計画では、超高齢社会問題、生活困窮者、災害時要支援者、虐待など、生活・福祉課題の多様化・複雑化を鑑み、これまでの地区福祉推進協議会への支援にとどまらず、社協として個人の尊厳を守るために活動の充実・強化を重点項目として取組みを進めました。

また、活動の充実・強化を図るための重要な課題として、社協の組織・経営基盤の強化に向けた取組みを進めました。

【一人ひとりが地域づくりに主体的に関わることを目指した第3次活動計画】（平成30年度～令和4年度）

平成30年度にスタートした第3次活動計画では、地域福祉活動団体など関係団体へのヒアリングにより把握した生活・福祉課題への対応を図るため、第2次活動計画で重点項目とした社協活動の強化を維持しつつ、住民一人ひとりが主体となって地域づくりに取り組めるよう、多様な関係団体と力を合わせた地域福祉活動の推進に取り組みました。

特に、それまで以上に地区担当職員が地域に出向くことを重点化し、地域支援（コミュニティワーク）の体制の強化を図り、住民とともに伴走・協働することを意識して、様々な取組みを進めました。



【第1次活動計画】



【第2次活動計画】



【第3次活動計画】

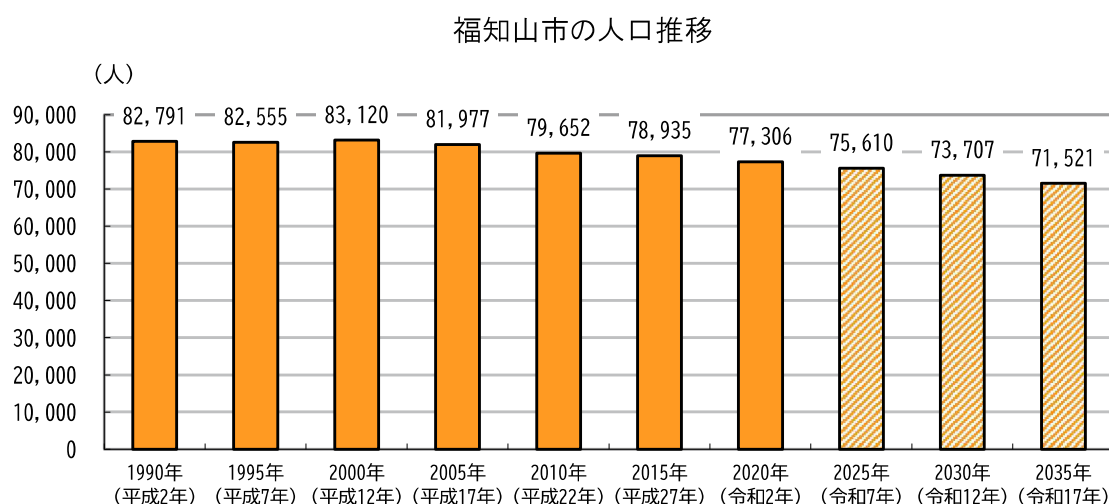
3 第4次活動計画策定の背景

①少子高齢化・人口減少社会の到来、現役世代の減少への対応

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯などの増加や、要介護者の増加が予想されています。

本市においても、少子高齢化と人口減少が続き、団塊の世代(1947年～1949年)の全てが75歳以上となる2025年問題や、わが国の全人口に対する高齢者の割合が35%を超えるピークを迎え、労働人口が減少していく2040年問題に向けた対応が必要です。また高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を更に強化し、世代を超えた、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

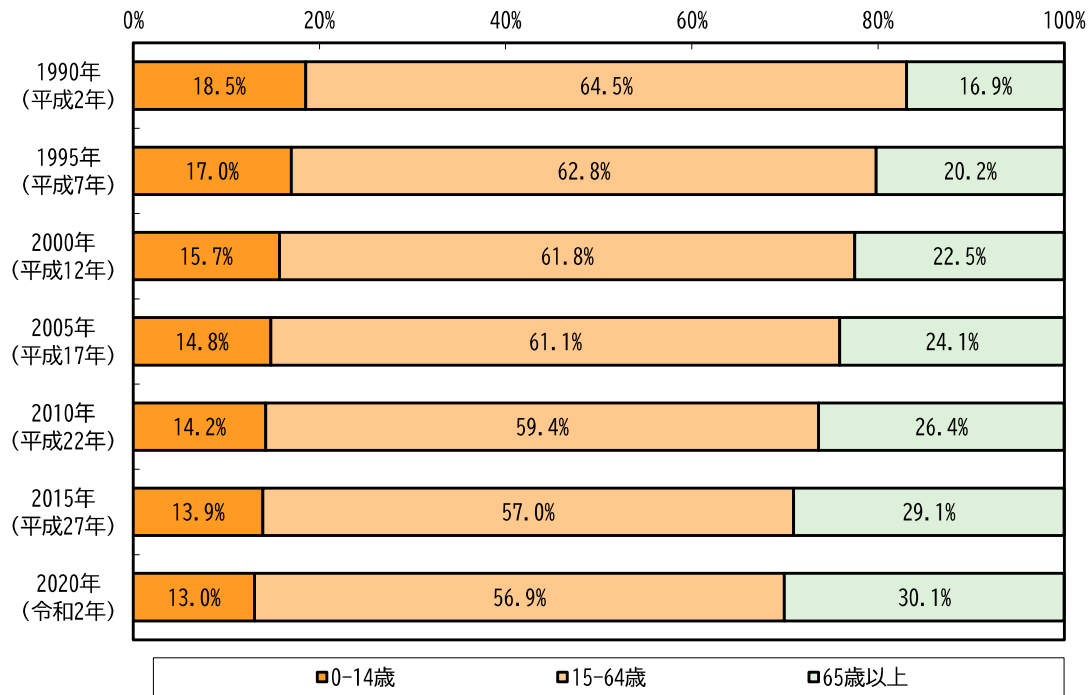
一方、現役世代が減少していくことで、社会経済を支える層の減少とともに福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービス提供体制の維持が困難になると予想されます。そうした状況の中で、よりよいサービス提供体制づくりや、地域住民同士の支えあい、その支えあいを支援する仕組みづくりが急務と言えます。



資料／国勢調査・『日本の地域別将来推計人口』(国立社会保障・人口問題研究所 平成30(2018)年推計)
(2005(平成17)年以前は、旧三和町、旧夜久野町、旧大江町を含む。以下、同)

↑ 第4次福知山市地域福祉計画より引用

福知山市の年齢階層別人口構成の推移



資料/国勢調査 ※第4次福知山市地域福祉計画より引用

②家族機能の変化に伴う、地域における支えあいの仕組みづくり

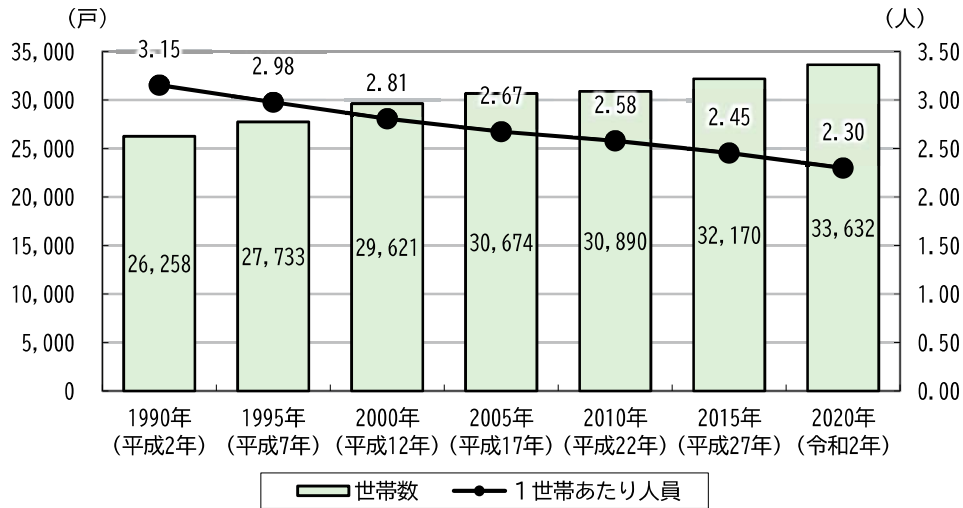
全国的にも、本市においても、これまで以上に核家族化・未婚化・単身化が進行するなど家族機能が変化し、家族や地域のつながりが弱くなり、地域で支えあう力が低下してきています。加えて、経済情勢の変化やグローバル化により、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化も見られます。

地域コミュニティの変容により住民同士の関係は希薄化し、地域での子育て力や見守り力の低下等に伴い、子育ての孤立化や児童虐待、ニート、引きこもり等も社会問題化しています。

こうした中、世代などを超え複雑化・複合化した生活課題や、情報不足により各種サービス利用につながらない状況に対応していくことが求められます。

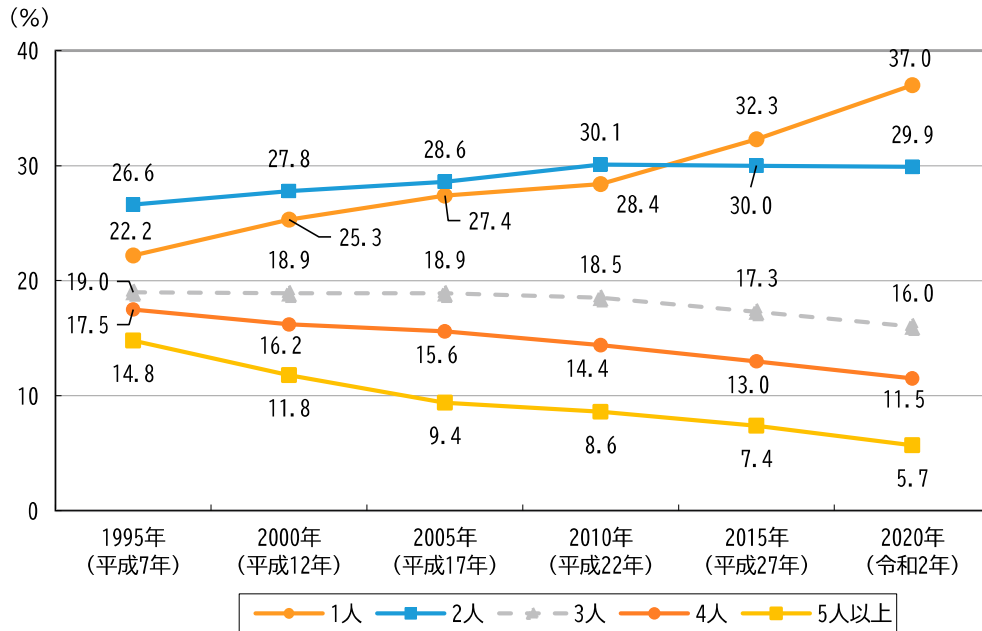
そのために、住民それぞれが顔の見える関係づくり、住民の支えあいの仕組みづくり、新たな“縁”づくりにつなげていく取り組みが必要です。

福知山市の世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料/国勢調査 ※第4次地域福祉計画より引用

福知山市の世帯人員の推移



資料/国勢調査 ※第4次地域福祉計画より引用

③多様な機関と連携・協働し支援するための仕組みへの転換(地域共生社会の実現に向けて)

2016年(平成28年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』の実現をコンセプトとし、「支え手」と「受け手」という関係を超え、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていく社会を目指す」とされました。



↑(出展)厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

④SDGs(Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで、SDGsが採択されました。2030年を期限とする国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



地域福祉活動の推進にあたって、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑧働きがいも経済成長も、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任、つかう責任、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう、の11の目標を視点において取り組むこととします。

【関連づける SDGsの主なゴールと内容】

ゴール	内 容
	目標1 <貧困をなくそう> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	目標2 <飢餓をゼロに> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	目標3 <すべての人に健康と福祉を> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	目標4 <質の高い教育をみんなに> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 <ジェンダー平等を実現しよう> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	目標8 <働きがいも経済成長も> すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
	目標10 <人や国の不平等をなくそう> 国内および国家間の格差を是正する
	目標11 <住み続けられるまちづくりを> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	目標12 <つくる責任 つかう責任> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標16 <平和と公正をすべての人に> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	目標17 <パートナーシップで目標を達成しよう> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 第4次活動計画の位置づけ

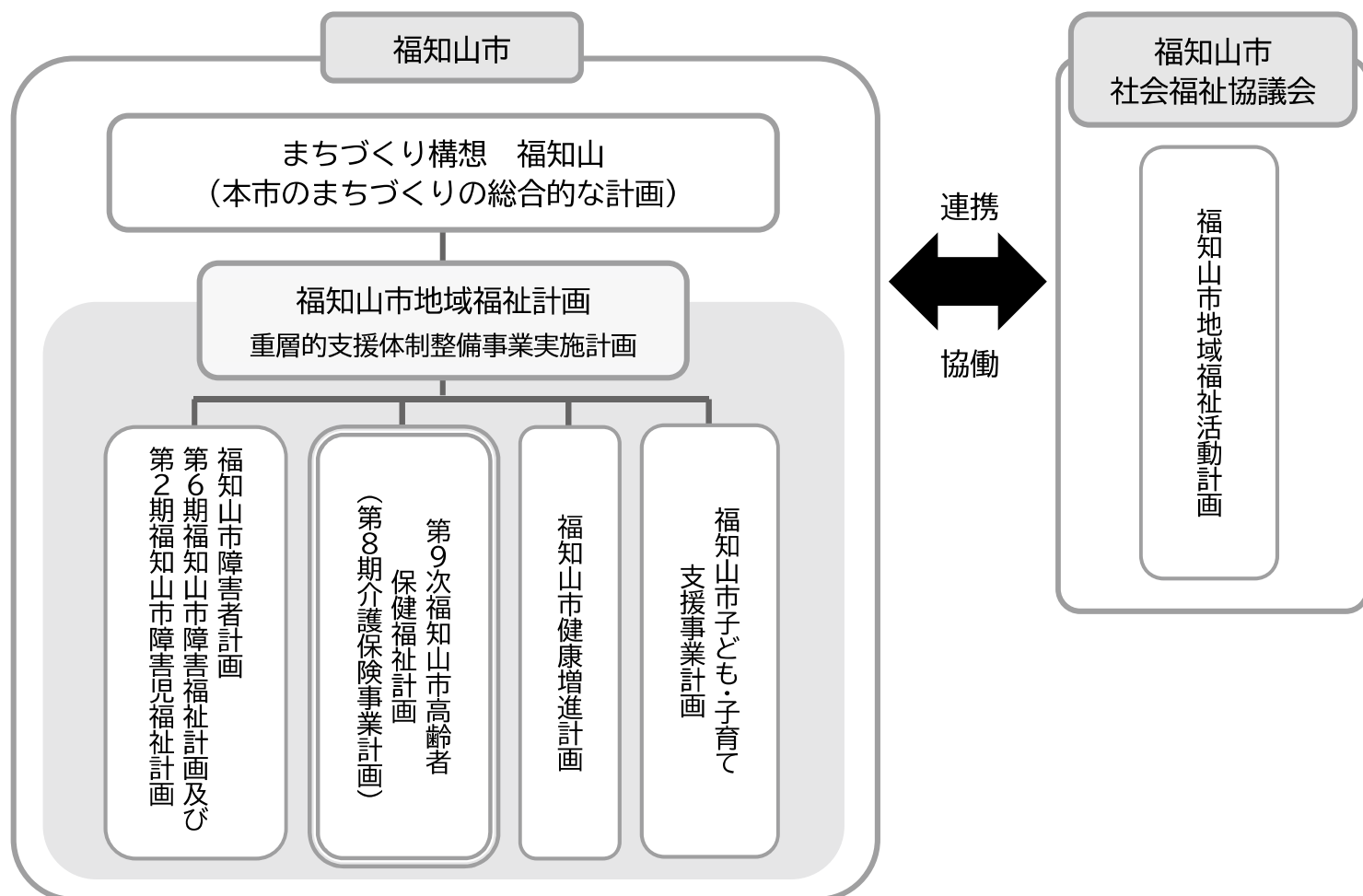
(1) 福知山市地域福祉計画との関係性

福知山市の行政計画として本活動計画と並行して策定された、第4次福知山市地域福祉計画（以下「第4次行政計画」）は、本市の福祉の分野別計画である「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康増進計画」「子ども・子育て支援事業計画」を横断的にまとめた行政計画として位置付けられています。

また、社協の策定する第4次活動計画は、第4次行政計画を踏まえつつ、社協が大切にしてきた地域とのつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動する様々な団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

この2つの計画は、ともに福知山市の地域福祉を推進を目的とする計画であり、地域福祉を推進していくために、それぞれの計画の中で明確にした地域福祉を担う各主体が、相互の連携・協働を強化しつつ、それぞれの役割を存分に果たしていくことが重要です。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

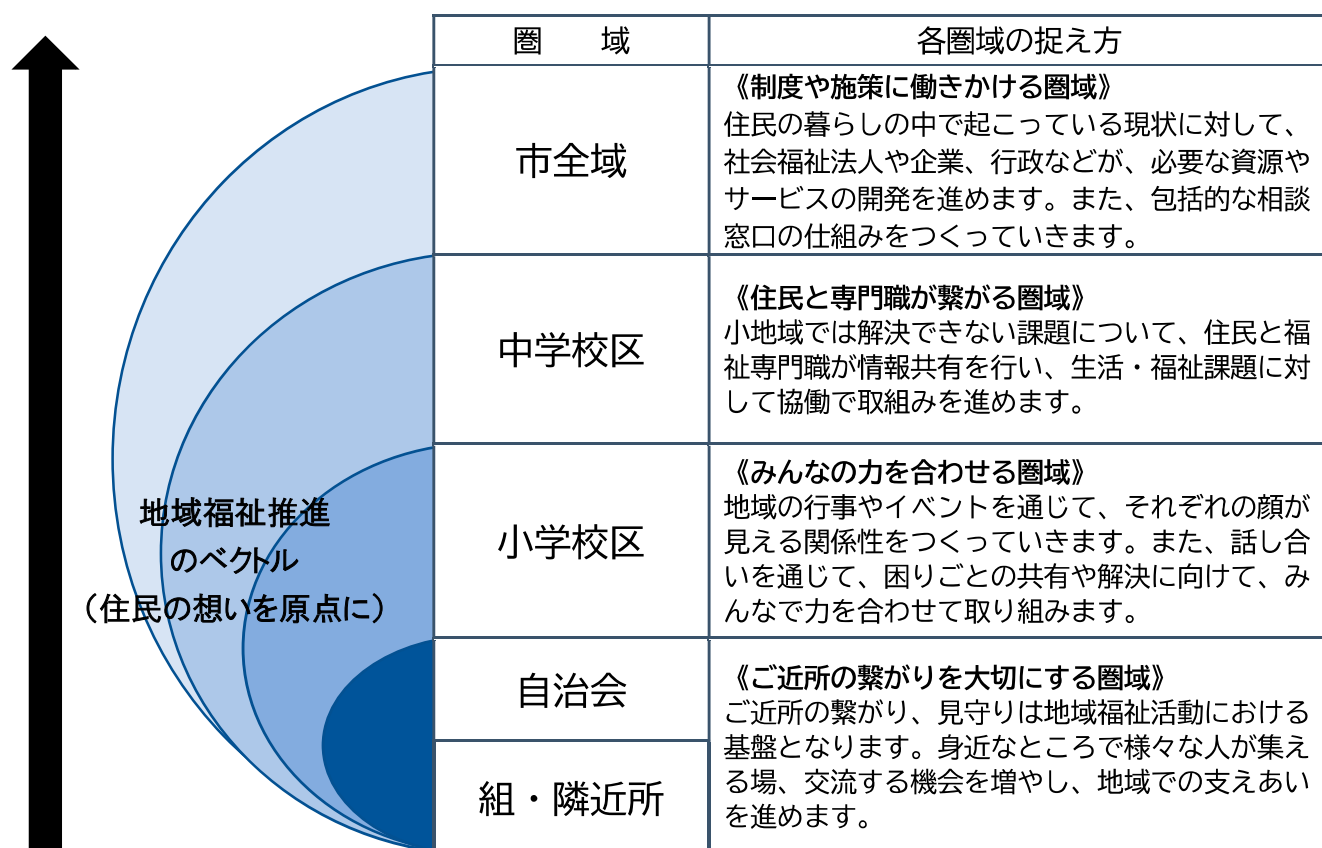


第4次福知山市地域福祉計画より引用（一部加筆・修正）

(2) 地域福祉推進における圏域の考え方

第4次活動計画での地域福祉推進のための圏域の考え方は、福知山市が策定する「第4次行政計画」で設定されたものと同様に捉えます。圏域を意識した関係性づくり・つながりづくりに、地域住民や関係機関・団体と協働して取り組むこととします。

【地域福祉推進における圏域の捉え方のイメージ】



第4次福知山市地域福祉計画より引用(一部加筆・修正)

(3) 計画の推進期間

第4次活動計画の推進期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とします。計画期間を通して、計画の進行管理を行うとともに、社会状況等の変化に対応できるよう、新たな課題に適切に対応しながら、随時第4次活動計画の点検、必要に応じて見直しを行います。

計画最終年度には、この計画で実現できた成果と、取り組みの中で明らかになった課題について全体的な総括を行い、その結果を次期計画に活かしていきます。

5 第4次活動計画策定のプロセス

(1) 小地域福祉活動者との“対話”を大切にした策定過程

第4次活動計画の策定にあたっては、第1次～第3次活動計画での取組みを振り返りつつ、多くの住民の皆さん(小地域福祉活動者)とともに、話し合い(協議)の場をつくり、力を合わせて(協働)策定を進める過程を大切にしてきました。

まずは、主に中学校区を範囲とした市内10地区に分かれて、「住民福祉懇談会」を開催しました。

約200名の地域福祉活動者等の皆さんにお集まりいただき、第4次活動計画策定の目的などをお伝えするとともに、それぞれの地区での今の姿や、将来こんな地区になりたいという夢や希望を思う存分語り合っていたきました。この「住民福祉懇談会」では、計画策定に向けた3つの大切なポイントが浮かび上がりました。

①地域福祉活動が生み出す「つながり」の力

普段の暮らしの中のちょっとした声のかけ合い、気にかけて合いが、住民にとって大きな暮らしの支えになっています。人は誰かと出会って、誰かと話して、元気をもらう。「人」が元気で暮らすためには、「制度」や「お金」だけではなく、「人とのつながり」が大切です。

②地域福祉活動は“楽しい”

高齢者を対象としたサロン活動、民生児童委員による見守り訪問、子ども食堂など、福知山市にはそれぞれの地域でたくさんの地域福祉活動があります。そして、うまく継続されている活動の世話役の皆さんに共通していたのは、「楽しむ」こと。「自分たちが楽しいから、活動は続けていける」、これが地域福祉活動の原動力であり、継続できる秘訣のように思えます。

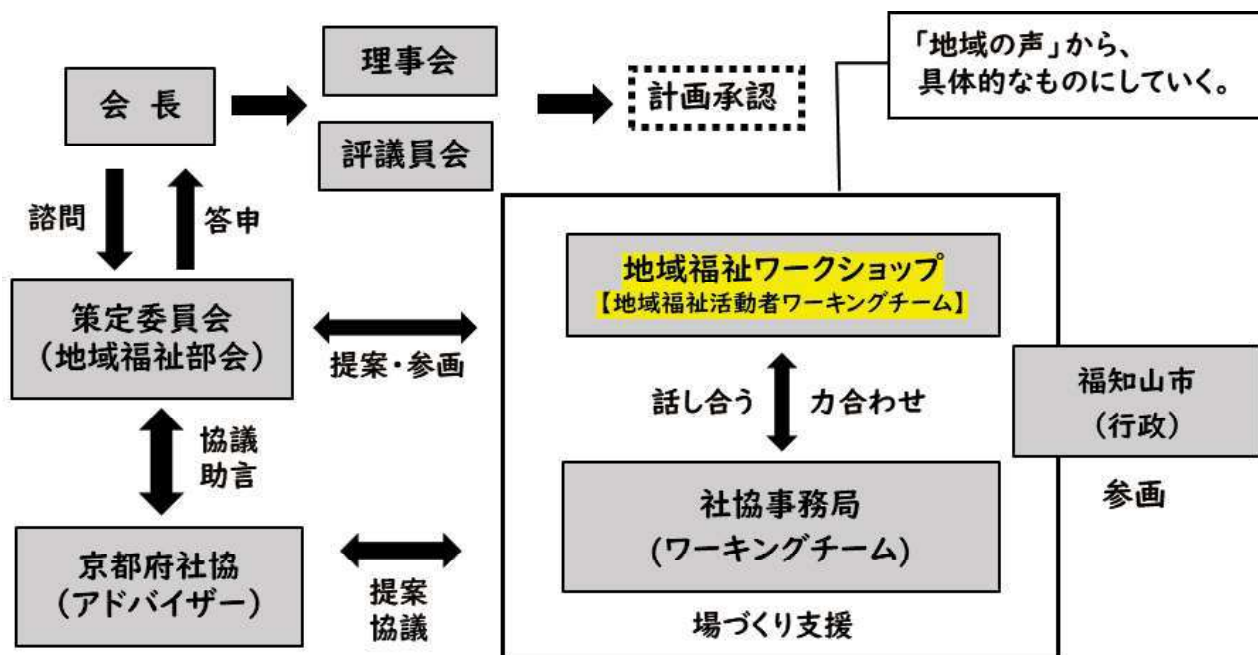
③みんなちがって、みんないい！地域福祉活動は多様だ！

同じ福知山市でも地区ごとに全く実情が違います。懇談会を開催した10地区もそうですし、同じ地区内でも、小学校区、自治会単位など、小地域ごとに見ると、また全然違う…。地域は、とても多様です。この活動が、この仕組みがあれば、どこの地域も一生安心して暮らせる！なんていう魔法のような活動は、きっとありません。だから、たくさん話し合い、**対話**を繰り返すことが大事です。

そして、この「住民福祉懇談会」を終えたあと、各地域で小地域福祉活動を実践されている方々をメンバーとした、「地域福祉活動者ワーキングチーム」を立ち上げ、福知山公立大学の杉岡秀紀先生・谷口知弘先生にもご協力いただき、「地域福祉ワークショップ」を計3回開催しました。3回のワークショップを通じて、地域福祉に対する想いや願いを語り合いながら、第4次活動計画の中で大切にしたい地域福祉目標をまとめました。

その後、策定委員会での協議を繰り返しながら、第4次活動計画が完成しました。

(2)策定体制



【住民福祉懇談会の様子】

各地区(10地区)に分かれて、これからの地域の福祉について、たくさん語り合う時間となりました。



【地域福祉ワークショップ】

各地域で地域福祉活動を実践されている方々とともに、計3回ワークショップを行い、計画の素案に結びました。



【策定委員会】

社協の理事・評議員を中心とした策定委員会を立ち上げ、第4次活動計画の内容について、協議いただきました。



6 地域福祉の対象とその担い手

地域には、多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズにきめ細かく対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に暮らす住民一人ひとりです。誰もが地域福祉における「担い手」と同時に、福祉サービスを受ける「当事者」でもあります。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、住民がお互いに支えあうことが不可欠です。住民、地域コミュニティ、民生児童委員と行政、社協はもとより、ボランティア団体・NPO や、関係機関・団体などの主体が、その担う役割について認識を共有し、相互に連携・協力していく必要があります。

(1) 地域住民

- ・地域住民は、社会福祉法第4条において「主体(地域福祉の担い手)」と「客体(福祉サービスの受け手)」という2つの側面を持つことが謳われています。福祉に対する関心を高め、地域社会の一員として、福祉サービスを受ける当事者としてだけでなく、地域福祉の担い手でもあることの意識を併せ持つことが大切です。
- ・隣近所と日常的にコミュニケーションをとったり、地域の活動や行事に積極的に参加するなど、住民が主体の地域づくりに、自ら参画することが求められます。また、継続した活動を行うため、近隣住民などと良い関係をつくり、ともに取り組むことが大切です。
- ・家庭においては、家族の団らんの場として、思いやりや自主性、責任感などを育み、家族の中で親密なふれあいを保つとともに、地域と連携し、相互に助け合える関係性を形成することが期待されます。

(2) 地域コミュニティ(自治会や住民自治組織等)

- ・地域コミュニティは、地域で行う活動や行事を通じて、住民同士の繋がりをつくることによって、その地域ならではの地域課題の把握や掘り起こし、支えあいの実践が可能です。
- ・地域コミュニティが抱える課題を明らかにし、共有することで、地域福祉を担う各主体と連携・協働する仕組みづくりが期待されます。
- ・また、地域での活動実践を通じて、住民の福祉意識の高揚を図り、社会的包摂を可能とする地域(福祉コミュニティ)づくりを進めていく主体者としての役割も期待されます。

(3) 民生児童委員

- ・民生児童委員は、地域の人たちの最も身近な相談相手として、住み慣れた地域で暮らしていくために様々な支援を行い、安心して暮らせる地域づくりを進める役割を果たしています。知識や情報を駆使して、住民の生活上の様々な相談に応じ、その解決に向け適切な取組みをするほか、潜在的な福祉ニーズの発見、声を出しにくい人々への働きかけなど、地域における福祉活動のつなぎ役となります。

(4) ボランティア団体・NPO

- ・高い専門性をもって、地域コミュニティ(自治会や住民自治組織等)の活動支援を継続することで、住民だけでは難しい課題や、制度の狭間にある問題の解決に大きな力となり得ます。
- ・社会的な役割を意識して、単独の地域コミュニティだけでは対応できない幅広いニーズに取り組む団体として、その活動への期待が高まっています。

(5) 当事者組織

- ・当事者組織は、当事者としての体験をもとに福祉課題を提起し、地域福祉施策等への提言を行うことができ、当事者の視点を活かして行うピア・カウンセリングや当事者主体による各種の福祉活動の実践など、地域のひとつの主体として当事者だからこそできる福祉サービス提供の役割を担う存在でもあり、当事者組織だからこそできる地域福祉活動を充実させていく役割が求められています。

(6) 社会福祉法人

- ・利用者への福祉サービスの提供に留まらず、地域における公益的な取組みを通して、地域における様々な生活・福祉課題に、専門性を活かした総合的な取組みを推進する役割を担います。
- ・住民との交流や、ボランティア活動の受け入れ、地域が抱える課題への知識や助言の提供などを行うなど、地域における福祉サービスの拠点としての役割が求められています。

(7) 教育関係機関等

- ・子どもたちが、高齢者や障害のある方等との交流や、様々なボランティア活動を体験する機会をつくるなど、福祉の心を育む取組みを推進する役割を担います。
- ・地域コミュニティと連携し、児童・生徒が地域の一員として活躍する機会を設け、地域を愛する心を育む取組みを推進する役割を担います。

(8) 行政

- ・地域福祉の推進には、地域住民や関係団体の主体的な取組みが重要ですが、行政には住民の福祉の向上のための、福祉施策を総合的に推進する責務があります。行政は、住民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する基盤の整備を行い、団体や関係機関等、地域福祉活動の推進主体と相互に連携、協力し、地域福祉活動を促進する役割を担います。

(9) 社会福祉協議会

① 社会福祉協議会とは

社協は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、すべての都道府県・市区町村に設置されています。社協は、だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを理念としています。

社協は、自らの生活と地域を築く主役は、住民一人ひとりであるという考え方にに基づき、地域住民・当事者の生活・福祉課題の解決に向けた住民の主体的な取組みを支援し、だれもが『自分らしく』暮らせる地域づくり(＝ふくしのまちづくり)を進めることを使命としています。

つまり、地域住民・当事者の主体性を原動力としながら、多くの主体と協働することにより、ノーマライゼーション(誰もが一人の人間として人格が尊重され、主体的な生活ができることを保障する人権の考え方)の理念が根付く、「ふくしのまちづくり」を図ることが社協の役割です。



みんなで“協働”



“ふくしのまちづくり”

※社会福祉法による規定

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四、前三号に挙げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（地域福祉の推進に関する規定）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



【本所・総合福祉会館内】



【三和支所・市役所三和支所内】



【夜久野支所・ふれあいの里福祉センター内】



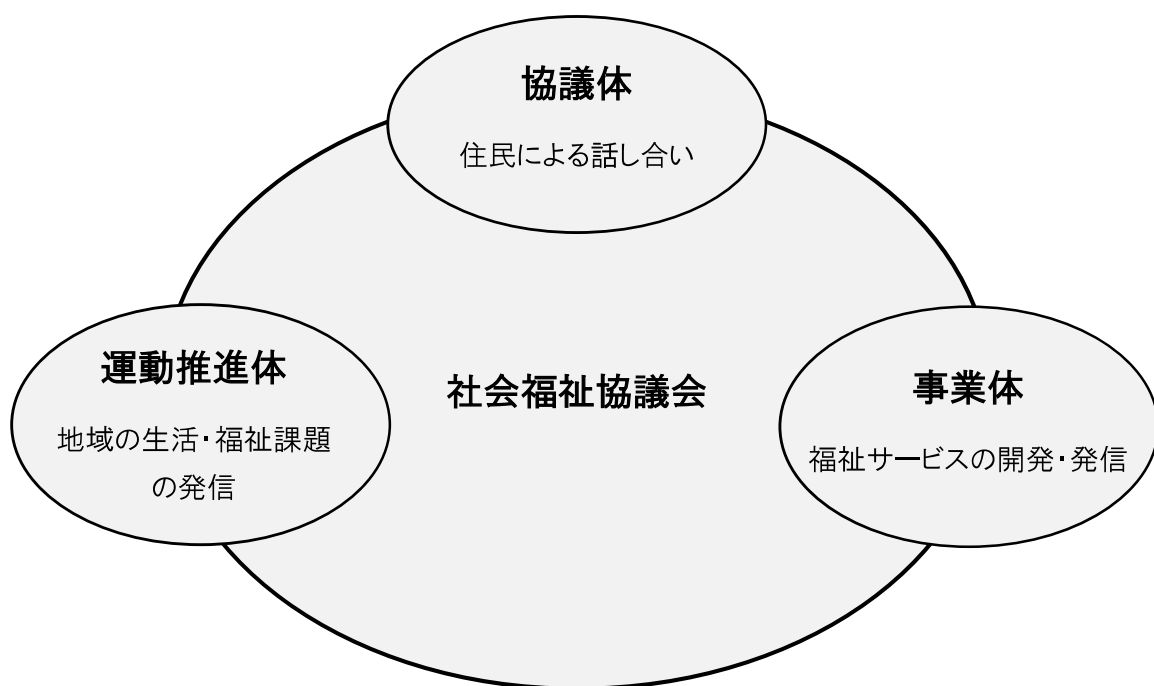
【大江支所・北部保健福祉センター内】

②社会福祉協議会の性格

社協は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現を目指す、公共的な性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織です。そして、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育、その他の関連領域との連携を図ります。

また、社協は、その使命を実現するために、「協議体」「運動推進体」「事業体」の3つの組織特性を持っています。これら3つの特性を組み合わせながら、地域の発展を図りつつ、住みなれた地域で住民一人ひとりが安心して暮らし続けられるよう、地域住民・当事者のニーズに寄り添った支援活動を進め、関係する団体・機関との連携と協働の下、地域福祉を推進します。

【社会福祉協議会の3つの特性】



- ①協議体・・・話し合いによって地域福祉を進める。
- ②運動推進体・・・生活・福祉課題とその解決を社会に働きかける。(ソーシャルアクション)
- ③事業体・・・生活・福祉課題に対応する取組みを先駆的に開発・実施する。

③社会福祉協議会の活動原則

社協は、地域福祉の実現を目指し、次の5つの原則に基づいて活動を進めます。

住民ニーズ基本の原則	社協は、住民の生活・福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し、実施します。
住民活動主体の原則	社協は、住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進めます。
民間性の原則	社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮します。
公私協働の原則	社協は、生活者の立場に立って、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、協働による活動を進めます。
専門性の原則	社協は、住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かした活動を進めます。

第2章 第3次地域福祉活動計画の取組みと総括

1 第3次活動計画の取組みと総括

第3次地域福祉活動計画(平成30年度～令和4年度)では、「一人ひとりが地域づくりに主体的に関わること」を目指して、多様な地域福祉活動に関わる団体と力を合わせて、地域福祉の推進に取り組んできました。また、社協では、主に小学校区ごとに地区担当職員を配置し、よりよい地域支援に取り組める体制を強化しつつ、住民の方々とともに伴走・協働することを意識して、小地域福祉活動に対する機運を高めるための「地域福祉フォーラム」の開催など、より小地域に目を向けた活動を展開しました。

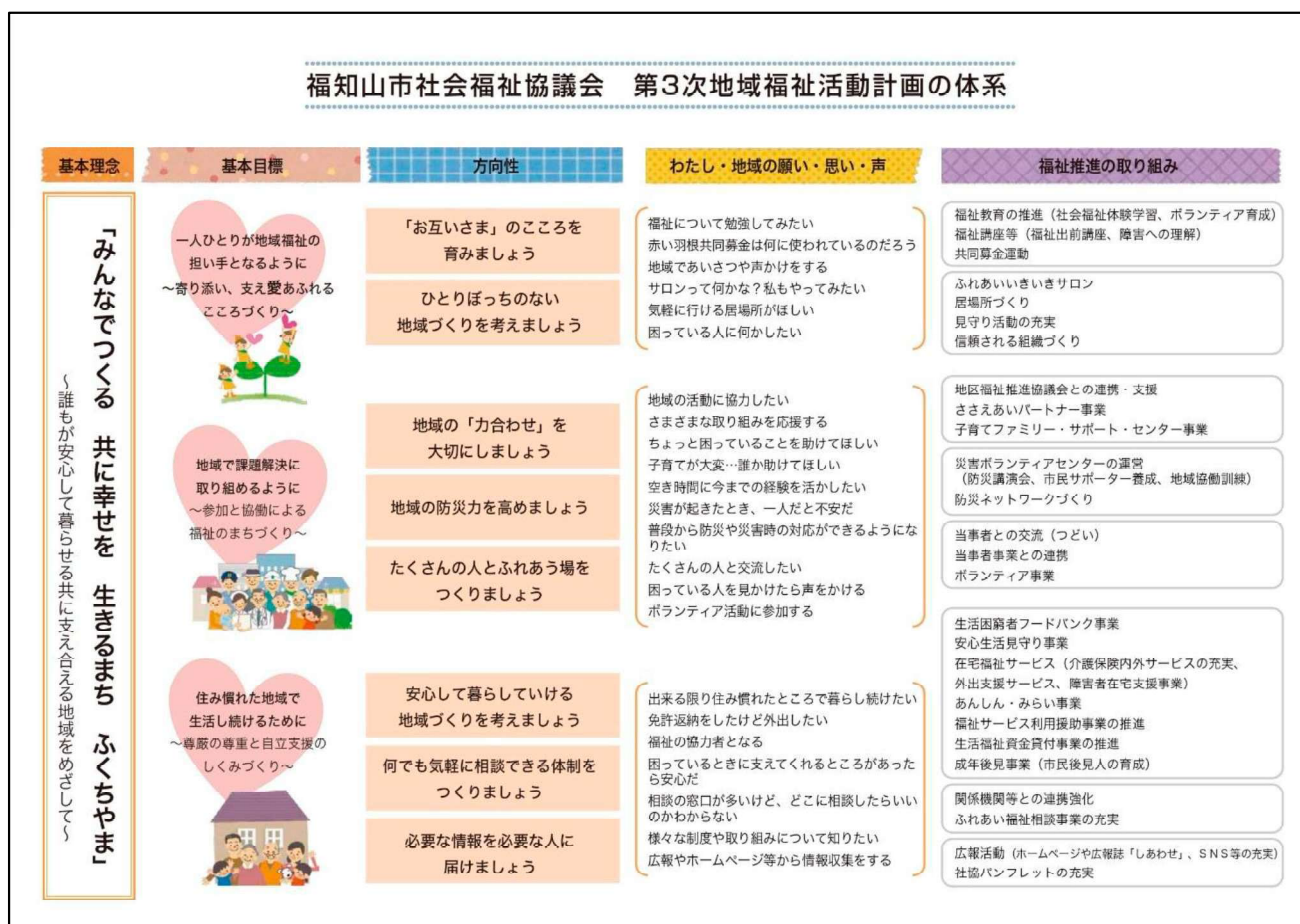
令和2年以降、わが国においても新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済に大きな影響を及ぼし続けました。市内においても、コロナ禍の影響を大きく受け、これまで通りの活動・支援がストップしてしまうなど、小地域福祉活動の継続が困難な状況となり、社協としても、どのようなことができるのか、模索し続けたところでした。

そのような状況の中、地域では住民の皆さんがこれまでのつながりを活かしながら、コロナ禍においても、できる形で、支え合って、助け合って、気にかけて暮らし続けられている姿がありました。社協においても、小地域福祉活動の機運を高める機会づくりとして、様々な地域活動を紹介する広報媒体を新たに作成するなど、コロナ禍でもできる地域福祉活動の推進に取り組みました。

また、社協が所管する生活福祉資金では、コロナ禍の影響による失業や収入の減少等があった世帯に対する特例貸付が実施され、多くの利用がありました。

以下は、第3次地域福祉活動計画の基本目標、方向性に沿った取組みの状況です。

《第3次地域福祉活動計画の体系図》



これまでの取組みを踏まえて、進めることができた取組みや取り組めなかった課題などを項目ごとに整理しました。この総括を活かしながら、第4次活動計画で大切にしていきたい視点につなげます。

《基本目標1》

一人ひとりが地域福祉の担い手となるように～寄り添い、支え愛あふれるところづくり～

活動の方向性①「お互いさま」のころを育みましょう

困りごとがあってもなかなか人に「助けて」とは言いにくいものです。困ったときには、お互いさまの気持ちで、誰もがつながりあって、助けたり助けられたりできる「お互いさま」の心を育みましょう。

活動の方向性①「お互いさま」のころを育みましょう 《福祉教育の推進》

～体験や交流を通じた、福祉教育の推進～



↑ 社会福祉体験学習 (H30・R1)



↑ 親子手話教室 (R2)



↑ オンラインでつながる交流体験学習 (R3)

“福祉のころ”は、子どものころの何かをした記憶から始まり、理解へと進み、やがて行動へとつながっていきます。「社会福祉体験学習」では、市内の中高生を対象に、障害分野や高齢分野の福祉施設に行ってもらい、利用者や職員との交流の中から、学びを深めてもらいました。

「親子手話教室」は、平成30年の「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」の制定に伴い、社協事業として聴覚障害者協会や手話サークル、聴覚言語障害センターの協力を得て、スタート。実施後、各協力団体と話し合い、実行委員会を結成して現在まで取り組みが続いています。

令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり、従来の「社会福祉体験学習」は実施できませんでした。しかし、コロナ禍でも、子どもたちに福祉の学びの場をという想いで、三和学園と社協三和グループデイホームにて、オンラインを活用した福祉教育の推進にチャレンジしました。

～子どもから大人まで、福祉に触れる機会を～



↑ 省部小学校車いす体験(R2)



↑ 健康講座(R3)



↑ 透明マスクづくり(R2)

子どもたちから高齢者まで、いくつになっても福祉の学びの機会をつくっていただけるよう、積極的に福祉に関わる「出前講座」を実施してきました。市内の小学校へは、学校の福祉に関する授業の中で、車いす体験や高齢者疑似体験を行い、相手の立場にたって考えてみることを学んでもらいました。

高齢者の集いの場である、いきいきサロンや老人会などでは、介護予防体操などのテーマで、職員が講師として出向きました。お家に帰ってもできる体操などをお伝えするなど、一過性のものではなく、継続した健康促進に繋がるようアプローチを続けています。

福祉ものづくり講座「透明マスクづくり」では、コロナ禍以降のマスク生活により、口元が見えないことで、コミュニケーションのとりづらさを感じる方がいることを伝え、どのような配慮が必要なのかを知る機会として、児童館・児童センターなどで講座を開催しました。

～社会参加の原点である寄付文化の醸成～



↑ 共同募金街頭募金(R3)



↑ 共同募金イベント募金(R1)



↑ 荏原児童館募金箱づくり(R3)

赤い羽根共同募金は、自分たちのまちの福祉活動を支えて、誰もが幸せに暮らせるまちづくりのために使われる募金です。10月1日からの共同募金運動のスタートを皮切りに、市内各所で街頭募金運動を行っています。また、市内の様々なイベントに参加し、募金活動をさせていただくなど、積極的な募金活動、活動を通じた「赤い羽根共同募金」の周囲に努めました。

児童館での募金箱づくりでは、子どもたちに手作りでの募金箱を作ってもらい、完成した募金箱は、地域のお店や施設等に置かせてもらっています。手作り募金箱には、子どもたちからのメッセージを書いてもらうなど、目を引く工夫をしています。

社協は、共同募金委員会の事務局として、皆さんから集まった募金を市内で行われている様々な福祉活動への公募申請・助成を行っています。福祉活動における貴重な財源として、適切な運用を心掛けるとともに、チラシなどを通じて、使いみちに関する広報にも努めています。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	社会福祉体験学習 参加者数	43名	100名	コロナ禍の影響により、令和2年度以降実施できず。
	福祉出前講座の 実施件数	27回	50回	36回
	共同募金運動の 推進	地域行事等でのイベント 募金の強化を図った。	学校募金への協力依頼 を図る。	学校募金への働きかけ は実施できず。



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

生涯を通じた福祉学習の機会づくり

令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり、従来実施していた、市内の中高生が福祉施設へ出向く「社会福祉体験学習」の開催が難しくなりました。オンラインを活用した福祉学習や「透明マスクづくり」など、コロナ禍でもできる形で、福祉学習の機会づくりを模索しました。しかしながら、学校と協働した福祉学習については、まだまだ広がりが少ないのが現状です。当事者や学校と協働して進めていける学習の機会をつくるのが課題となっています。また、子どもたちだけに限らず、大人になっても福祉の学びを続けていける場を展開していく必要があります。

活動の方向性② ひとりぼっちのない地域づくりを考えましょう

「生きる」とは誰かとつながること。豊かな繋がりが豊かな暮らしをつくれます。孤立しがちな人も包み込む、ひとりぼっちのない地域づくりを考えましょう。

活動の方向性② ひとりぼっちのない地域づくりを考えましょう 《ふれあいいきいきサロン》

～小地域の繋がり、サロン活動の推進～



↑ 岡ノ二町サロン(R2)



↑ 成仁赤ちゃんサロン(H30)



↑ サロン代表者交流・研修会(R1)

ふれあいいきいきサロンは、身近な場所で誰でも「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由」に集える地域交流の場です。地域の方が主体となって取り組まれているサロン活動に対して、一緒に活動内容を考えたり、活動費の支援を通じて、応援しています。

サロン活動者の交流・研修会として、サロン活動で使えるレクリエーションなど、様々なネタを提供し、体験していただきました。

コロナ禍以降、これまで通りの方法では、サロン活動が実施できなくなった際には、住民の方が様々な工夫を凝らして、繋がりを切らさないように活動されている姿を、社協広報誌しあわせや、社協ミニだよりほのぼのにて、積極的に情報発信をすることを心掛けました。他の住民活動を参考にしながら、小地域の繋がりを絶やさずに、活動の継続に繋がっています。

活動の方向性② ひとりぼっちのない地域づくりを考えましょう 《居場所づくり》

～多様な居場所づくりの活動を応援～



↑ 福知山公立大学生「ふく子屋」(R2)



↑ がんばろう会(R2)



↑ 母子会子どもの居場所づくり(R1)

市内には、多様な団体が多様な地域福祉活動に取り組んでおられます。福知山公立大学生が主体となって、地域の子どもたちを対象にイベントをしているボランティアグループ「ふく子屋」。コロナ禍の中でも、楽しい催しを通じて、子どもたちの健やかな成長に繋がればと、活動されています。(共同募金の財源を活用)

身体障害のある当事者の方々と、卓球バレーの練習に毎週集まっておられる「がんばろう会」。社協の事務所がある総合福祉会館にて、練習・交流をされています。市内の卓球バレー大会などにも出場し、活躍されています。(共同募金の財源を活用)

母子寡婦福祉会では、夏休みの期間に学習塾を開催されています。学習だけでなく、子どもたちの憩いの場でもあり、社協のレク用品を活用されたり、ボランティアを紹介するなど、居場所づくりのお手伝いをしています。

社協では、多様な地域福祉活動の支援に努めています。

～コロナ禍でも顔を合わせる機会を大切に～



↑ 成仁地区福推協高齢者見守り訪問(R2)



↑ 金谷地区福推協見守り訪問(R2)



↑ 大江はつらつ会見守り訪問に変更(R3)

日ごろの暮らしからあたたかく声をかけ合う、見守り合う、支え合うことが地域福祉においてとても大切です。それぞれの地区で、声をかけ合う見守り活動が盛んに行われました。

成仁地区では、約350世帯近くの高齢者のお宅に、見守り訪問を行い、声をかけるとともに地域のサロン情報誌を発行し、サロンへのお誘いをされました。

金谷地区では、高齢者だけでなく、クリスマスに子育て家庭のお宅を訪問し、プレゼントを届けられる活動をされました。子どもから高齢者まで、地域全体で気にかけて関係性に繋がる活動となりました。

社協大江支所では、年1回、民生児童委員の協力を得て、「はつらつ会」という高齢者の集いの事業を行っていましたが、コロナ禍のため、お弁当と大江学園の子どもたちのメッセージカードをお届けしました。それぞれの地区の活動に、社協地区担当者も一緒に取り組むよう努めています。

～信頼される社協づくりを目指して～

社協の大きな財源のひとつとして、地域の皆さまからの会費があります。地域の皆さまや法人・団体などから多くの賛同を得て、社協会員に加入していただきました。

また、社協では、継続して会員制度への理解を深めていただくため、広報誌にて取組みの写真や、会費の使いみちをグラフで分かりやすく発信するように努めました。

社協事業の概要を掲載した、法人会員案内パンフレットを作成し、新規会員への呼びかけに活用しました。

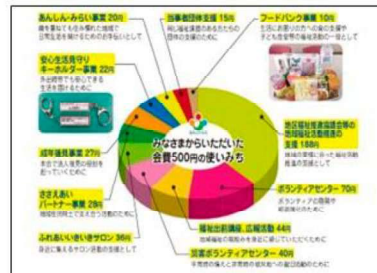
より多くの方に、社協事業に関する理解をいただけるよう、広報媒体を活用した啓発とともに、積極的に職員が地域へ伺うことを心がけます。

会員	会員細目	件数		金額(円)	
		H30	R3	H30	R3
正会員	住民自治組織	23,101世帯	25,423世帯	11,423,910	11,310,810
	民生児童委員	266名	267名	266,000	267,000
	社会福祉団体	10団体	10団体	60,000	60,000
	社会福祉事業者	20法人	25法人	330,500	376,000
賛助会員	個人	191名	201名	366,000	390,000
	法人	51団体	48団体	515,000	450,000
合計				12,961,410	12,853,810

↑ 社協会費に関する一覧



↑ 法人会員案内パンフレット(R4)



↑ 社協広報誌しあわせ「会費のつかいみち」(R3)

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	ふれあいいきいき サロン数	159サロン	180サロン	145サロン
	ふれあいいきいき サロン参加者数	25, 000人	25, 500人	23, 518人
	地域ぐるみでの 見守り活動 (福推協活動)	22地区	24地区	20地区



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

枠組みに捉われない多様な居場所づくり

- ・社協として、長く応援し続けている「ふれあいいきいきサロン」の活動について、多くのサロンが、「コロナ禍の影響による活動の継続の難しさ」「世話役の高齢化」などに関して、課題と感じておられます。コロナ禍の中、「ふれあいいきいきサロン」に関する活動助成金については、地域活動の状況に合わせて、柔軟な運用をしてきました。これまでのサロン活動だけでなく、当事者同士の集いや学生団体、地域の中の小さな日常的な集まりなど、枠組みに捉われない多様な居場所づくりの活動を応援できる取組みを推進する必要があります。
- ・地区福祉推進協議会や地域づくり協議会、自治会は、各地区における住民主体の地域福祉推進の核であり、連携・協働をさらに強化し、地域の課題解決に向けた取組みの促進を図る必要があります。

《基本目標2》

地域で課題解決に取り組めるように～参加と協働による福祉のまちづくり～

活動の方向性③ 地域の「力合わせ」を大切にしましょう

地域づくりを進めていくためには、住民同士の協力や様々な団体、関係者との協力が欠かせません。「地域をよくしたい」という想いを抱いている方々同士の「力合わせ」を大切にしましょう。

活動の方向性③ 地域の「力合わせ」を大切にしましょう 《地区福祉推進協議会との連携・支援・協働》

～地域住民との協働による小地域福祉活動～



↑ 雀部地区福祉協
「フラワーガーデン見守りプロジェクト」(R3)



↑ 大江町イルミネーションプロジェクト(R3)



↑ 地域福祉フォーラム(R3)

社協では、主に小学校区単位に「地区担当者」を配置しています。それぞれの小地域の中で、地区福祉推進協議会などと協働しながら、小地域福祉活動の推進を心掛けました。

コロナ禍以降、活動を取り巻く状況も変わっている中、雀部地区では、お花の苗を配布し、お花の水やりを通じた声のかけ合いを広げる取組みを進められました。

大江町では、大江学園の中学生のアルミ缶回収の運動から、社協が事務局となり、「大江を元気づけるプロジェクト実行委員会」が立ち上がり、コロナ禍でも町を元気づけるためのペットボトルツリーのイルミネーションに取り組みました。

その他にも、それぞれの小地域で様々な工夫を凝らしながら取り組まれている小地域福祉活動の実践報告の場として、「地域福祉フォーラム」を開催しました。住民の小地域福祉活動の交流を通して、コロナ禍での小地域福祉活動の大切さを考える機会となりました。

活動の方向性③ 地域の「力合わせ」を大切にしましょう 《ささえあいパートナー事業》

～地域で「ささえあい」の輪を広げる～



↑ 協力会員によるお手伝い



↑ 地域の「ささえあい」カレッジ(R1)



↑ 成仁ささえあい活動(R3)

「ささえあいパートナー事業」は、地域の高齢化などが進む中、ちょっとした掃除や庭の手入れなど、介護保険制度では対応できない、ちょっとした困りごとを住民同士で支えあう助け合い活動です。平成28年度からスタートし、現在39名の協力会員が、毎年、年間通して約100件近く活躍してくれています。

また、この事業の協力会員による活動報告会として、「地域の「ささえあい」カレッジ」を開催しました。新たな協力会員の募集を兼ねた講座として開催し、協力会員の増員を図りました。コロナ禍以降、講座を開催できていないのが課題です。

市内のいくつかの小地域では、地域の中でささえあいの仕組みを立ち上げられました。まちづくり協議会や地区福祉推進協議会が主体となり、活動を進めておられます。市の生活支援コーディネーターとともに、社協地区担当者も活動の応援に努めています。

※子育てファミリー・サポート・センター事業については、令和元年度末で委託が終了。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	地区福祉推進協議会数	22地区	24地区	20地区
	ささえあいパートナー 会員数	69名	300名	133名
	ファミリーサポート・ センター会員数	341名	400名	令和元年度末で委託が 終了。



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

住民とともに知恵を出し合い、協働する地域福祉の推進

社協では、主に小学校区を単位として「地区担当者」を配置しています。地域の中で、地区福祉推進協議会やふれあいいきいきサロンなど、様々な活動をされている住民の皆さんとともに、小地域福祉活動の推進に努めてきました。大江町では、町民が一体となって町を元気づけるための「イルミネーションプロジェクト」の実施など、コロナ禍から生まれた小地域福祉活動もありました。ヒューマンパワーの不足の中で、地区福祉推進協議会や地域づくり協議会、自治会等との連携強化、地域課題の解決に向けて、住民同士の協力や様々な主体との協力が欠かせません。そして、それに伴走・協働し、後押しする地域支援機能の強化を図る必要があります。

活動の方向性④ 地域の防災力を高めましょう

地震や水害などの大規模災害はいつ起こるか分かりません。災害が起こった時に少しでも被害を減らすため、日常から地域住民みんなで防災・減災について学び、訓練などを重ねて地域の防災力を高めましょう。

活動の方向性④ 地域の防災力を高めましょう 《災害ボランティアセンターの運営》

～住民とともに、平常時から災害時に備える～



↑ 市民サポーター養成講座(H30)



↑ 災害ボラセン立ち上げ・運営訓練(H30)



↑ 平成30年7月豪雨災害支援活動(H30)

社協では、常設型の災害ボランティアセンターの運営をしており、平常時から災害時に備えて、関係団体と連携しながら、センターの体制整備を行っています。災害時に社協職員とともに、センター運営を協力していただく、「市民サポーター」の募集・養成のための「市民サポーター養成講座」を開催しました。現在、28名の登録があります。(コロナ禍では、講座が中止)

毎年、市の地域防災訓練に参加し、「災害ボラセン立ち上げ・運営訓練」を行っています。市民サポーターや運営委員、大学生なども参加してもらい、災害時のボランティア受け入れの準備や立ち上げ・運営を想定した訓練を行い、センターの役割を共有する機会となりました。

平成30年7月には、西日本豪雨災害の影響により、市内にも大きな被害があり、センターを立ち上げて、全国からボランティアの方々に支援をいただきました。12日間の運営で、延べ874名のボランティアに、126件の活動をお世話になりました。

活動の方向性④ 地域の防災力を高めましょう 《防災ネットワークづくり》

～「防災」を切り口とした地域活動の展開～



↑ 公立大学生との防災啓発活動(H30)
【猪崎文化祭へ参加】



↑ 防火・防災エキスポ(R2)



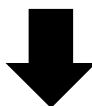
↑ 防災カードゲーム「なまずの学校」(R3)

日ごろの防災意識を高めるために、関係団体と協働しながら、防災を切り口とした様々な地域活動を展開しました。平成30年度には、福知山公立大学生との協働で、地域のお祭りに参加し、防災ブースを運営しました。

令和2年度は、福知山消防本部との共催、公立大学生の協力を得て、子どもたち向けの防災イベントとして、「防火・防災エキスポ」を開催しました。多くの親子に参加していただき、楽しく防火・防災について学んでいただく機会となりました。

出前講座の一環として、「防災」をテーマに地域の集まりに出向き、楽しく防災を学ぶ機会をつくっています。最近では、子どもから高齢者までが楽しんで学べる「防災カードゲーム」を使って、交流の機会が広がっています。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	市民サポーター 登録者数	20名	50名	28名
	防災を切り口とした 地域活動		防災・減災をテーマにし た地域活動を展開する。	単発的な事業としての 開催のみとなる。



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

「防災」を切り口とした地域活動の継続

福知山消防本部などの関係団体や福知山公立大学生と協働しながら、「防災」をテーマとした事業に取り組みました。しかし、それぞれが単発的な活動として終わってしまい、継続的な事業の展開には繋がっていません。いつどこで起きるか分からない災害への備えとして、住民一人ひとりの防災意識の向上が必要であり、「防災」に対する関心を子どもから大人まで、多くの人に広げるため、継続的な「防災」を切り口とした地域活動の展開が求められます。また、災害に備え、常設型災害ボランティアセンターの維持・強化を図るとともに、災害ボランティアセンターの支援の輪を広げるなど、支援体制の強化を図る必要があります。

活動の方向性⑤ たくさんの人とふれあう場をつくりましょう

地域には、子どもから高齢者、障害のある方など多くの方が住んでいます。それらの多様性を認め合い、差別や偏見のない地域づくりを進めていくことが大切です。多様性を認め合うためにも、より多くの方とふれあえる場をつくりましょう。

活動の方向性⑤ たくさんの人とふれあう場をつくりましょう 《当事者との交流・当事者事業との連携》

～障害の有無に関わらない、ふれあいの場づくり～



↑ 聴覚障害者のつどい(R2)



↑ みわの集い(H30)



↑ パラスポーツ体験会(H30)

障害のある人もない人も、分け隔てなくふれあい・交流する場を設けることで、ひとりひとりの多様性を認めあう機会としています。年1回、肢体・視覚・聴覚障害者のそれぞれのつどいの場を開催してきました。ものづくりなどを通じて、当事者同士の交流、社会参加のきっかけづくりに繋げてきました。

社協三和支所では、身体障害者団体連合会三和支部との共催で、「みわの集い」として、卓球バレーやボッチャなど、スポーツを通じて交流を深める機会をつくりました。

平成30年度には、社協事業として「パラスポーツ体験会」を開催しました。NPO法人みらい学園などにご協力いただき、車いすハンドボールやボッチャ、フライングディスクを実施しました。子どもたちや大学生なども参加し、パラスポーツの魅力を感じてもらい、障害のある方もない方も楽しい交流を通じて、ふれあうことができました。

活動の方向性⑤ たくさんの人とふれあう場をつくりましょう 《ボランティア事業》

～気軽なボランティア活動のきっかけづくりを～



↑ 大江ボランティアフェスタ(R3)



↑ 市民向け講座「部屋とところのお片付け」(R3)



↑ ボランティア情報誌の発行

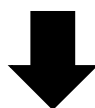
社協では、ボランティアセンターの運営を行い、ボランティア活動の活性化などを図るため、ボランティアグループへの様々な活動支援を行うとともに、「活動したい人」「求めている人」の多様な相談に対応しています。

社協大江支所では、町内のボランティア同士の交流会として、「大江ボランティアフェスタ」を開催しました。コロナ禍でボランティア活動も難しい中、少しでも活動の後押しになるよう、きっかけをつくっています。

市民向け講座では、地域の皆さんに関心の高い「お片付け」をテーマに、3回講座を開催しました。関心のあるテーマで、一步を踏み出してもらうきっかけづくりとして、今後も引き続き開催を考えています。

センターに登録している団体の一覧表を「ボランティア情報誌」として発行し、地域のつどいの場への広報をし、団体の活躍の場に繋がるよう働きかけています。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	ボランティアセンター への登録者数	1, 327名	2, 400名	1, 664名
	障害者のつどい 参加人数	88名	120名	令和3年度以降、事業 の見直しにより、事業終 了となる。



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

興味や関心による、社会参加のきっかけづくり

・令和3年度から、ボランティアセンターによる市民向け講座を、地域の皆さんの関心の高い「お片付け」をテーマに実施しました。同じ地域で暮らす住民同士の「地縁」を大切にした繋がりや、同じ関心ごとなどを共通項に繋がる「関係縁」を広げていくことも、近年重要視されています。自分の好きなこと、得意なこと、関心のあることで、社会参加のきっかけづくりを広げることで、多様な繋がりの方が広がります。小地域福祉活動において言われる、「担い手がない」という課題に対しても、新たな担い手が見つかる、出会う機会にも繋がるものであり、こうした取組みもさらに推進していく必要があります。

・中高生を対象に実施したアンケート調査でも、ボランティアへの興味や関心のある生徒は少なくなく、広報やきっかけづくり、働きかけの充実を図る必要があります。

《基本目標3》

住み慣れた地域で生活し続けるために～尊厳の尊重と自立支援のしくみづくり～

活動の方向性⑥ 安心して暮らしていける地域づくりを考えましょう

地域の中には、住民同士の支え合いだけでは困難なこともあります。このような時に、ケアマネジャーや社会福祉士などの専門職がしっかりとサポートし、住民と一緒に課題解決を図ることも必要です。そのためにも、日頃から地域住民と専門職が連携できるような顔の見える関係をつくりましょう。

活動の方向性⑥ 安心して暮らしていける地域づくりを考えましょう 《権利擁護体制の充実》

～誰もが自分らしく地域で一緒に暮らしていくために～



↑「権利擁護から考える地域の暮らし」を広報誌に掲載



↑成年後見制度講演会(H30)

認知症になっても、障害があっても、地域で安心して暮らし続けることができるように、社協では様々な相談に応じ、金銭管理など暮らしのお手伝いをさせていただいています。

福祉サービス利用援助事業（利用者：H30/56名→R3/62名）や成年後見制度（法人後見支援：3名）に関して、広報誌しあわせやパンフレットなどを活用し、制度への理解・啓発に努めています。

令和3年度からは、行政の各関係部署とのチーム員会議に参画させていただき、多様化する課題に対して、協働で支援を進めています。



↑制度に関するパンフレット

※成年後見センターの運営については、平成30年度末で委託が終了。

～住み慣れた在宅での暮らしを支え続ける～



↑ 新たに訪問入浴車を購入(H30)



↑ 三和グループデイ菜園づくり(R2)



↑ 介護サービスに関するパンフレットの発行

社協本所・各支所にて、介護保険事業・障害福祉事業を実施しています。それぞれの事業所にて、職員が利用者の尊厳を守り笑顔と誠実で心のこもったサービスの提供に努めるとともに、持続可能な社協の運営基盤に資するための財源確保に努めました。

平成30年度には、訪問入浴車を購入し、事業の体制整備を図りました。

社協三和グループデイでは、地域の民生児童委員などの協力のもと、敷地内にて菜園づくりを行いました。地域の方と利用者がともに、野菜や花を植え、菜園を通じて交流を図っています。地域に愛される福祉施設として、取り組みが進んでいます。

社協の行う介護サービスについて、より広く知ってもらえるようパンフレットを作成しました。地域福祉活動のみならず、介護サービスについても、引き続き多くの広報の機会が必要だと考えています。

～住民とともに取り組む生活困窮者支援～



↑ フードバンクに寄付いただいた食品



↑ 臨時休校中の子どもと家族を支える見守りプロジェクト(R2)



↑ コロナ禍を地域で支える見守りプロジェクト(R3)

生活困窮者の公的制度適用までの緊急支援として、市民・事業所などから寄付を受けた保存食品の提供を行う「フードバンク事業」を行っています。食品の提供は、市担当窓口と連携をして、行っています。(支援件数: H30/20件→R3/11件)

また、食の支援を通じた取組として、令和2年度には「臨時休校中の子どもと家族を支える見守りプロジェクト」、令和3年度には「コロナ禍を地域で支える見守りプロジェクト」を実施しました。今後も、住民の皆さんとともに取り組む食の支援を継続していきます。

令和2年3月以降、コロナ禍の影響による収入の減少等があった世帯に対しての特例貸付の相談が多数入っています。貸付総額は、6億円を超えるほどとなっています。

生活福祉資金コロナ(特例)貸付の申請受付延長

申請受付 令和4年3月31日まで

新型コロナウイルスの影響による休業や失業などにより生活資金でお困りの方に向けた、緊急小口資金などの特例貸付を実施しています。
※貸付には審査があります。

↑ 終わりの見えないコロナ特例貸付
(令和4年9月末で終了)

～24時間365日の見守り体制の終了～



↑ 安心生活見守り電話(緊急通報装置)



↑ 安心生活見守りキーホルダー



↑ キーホルダー着用の見本

市との委託契約により、見守りセンターにおいて、会話のできる緊急通報装置を活用して、けがや体調不良による救急依頼時は速やかに対応を行うとともに、住み慣れた地域で安心してくらすための相談ごとに対応しました。また、希望者にはセンターから「お元気コール」を月に1回実施し利用者の安否確認を行いました。

見守りセンターの付加価値事業として行っている「安心生活見守りキーホルダー事業」は、外出先でのトラブルなどが発生した場合、警察や消防署などとの連携による迅速な対応に繋げるため、登録情報に紐づけした番号を記載したキーホルダーをお渡ししています。(420名登録)

しかし、令和4年7月末で、市との委託契約が終了したため、24時間の見守り体制は終了となり、キーホルダーについても、原則、平日8時30分～17時15分での対応とせざるを得なくなりました。

～高齢者が未来のために学ぶ「老いじたく」～



↑ 老いじたくカレッジ(R3)



↑ 「老いじたく」をテーマに出前講座(R3)



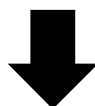
↑ みらいノートの販売

「あんしん・みらい事業」では、日常生活に不安のある高齢者が、契約により「日常見守り」「死後の事務処理」などのサービスを行う事業です。(利用者:2名)

高齢者が地域で暮らし、元気に歳を重ねられるのに役立つ情報を提供するための「老いじたくカレッジ」(4回講座)を開催しました。令和3年度は、受講受付開始初日で、定員30名に達成するなど、この分野に対する皆さんの関心の高さがうかがえました。講座受講後には、「みらいノート」を贈呈し、ノートの書き方の相談会などを設けて、より良い自分の暮らしを考えるきっかけづくりに繋がりました。

また、講座の開催以外にも、老人会やサロンなど高齢者の集いの場に、「老いじたく」をテーマとした出前講座の依頼も多くあり、元気に歳を重ねられるのに役立つ情報発信に努めました。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	福祉サービス利用 援助事業利用者数	58名	80名	72名
	成年後見の相談 件数	53件	100件	11件
	在宅福祉サービス 等の充実	担当職員が積極的に外部 研修へ参加し、質の高い サービス提供を行った。	利用者に寄り添った、よ り質の高いサービス提供 に努める。	利用者の尊厳を守り、笑 顔と誠実で心のこもった サービス提供に努めた。
	生活福祉資金貸付 制度の相談件数	226件	300件	417件 (コロナ特例貸付含む)
	生活困窮者フードバ ンク事業利用者数	34件	50件	6件
	安心生活見守り 事業利用者数	1, 464名	1, 500名	令和4年7月末で、事業 の委託が終了となった。
	あんしん・みらい 事業利用者数	0名	5名	2名



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

日常的な専門職同士の関係づくり

社協では、生活困窮者支援の一環でもある「フードバンク事業」や福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金の貸付など、市の関係機関と連携を取りながら進めている事業が多くあります。また、新型コロナ特例貸付が始まるとともに、これまでに相談に來られなかった外国籍の方なども、相談者として來られるようになりました。その都度、市をはじめ関係機関と相談をしながら、対応を進めました。しかし、コロナ禍や物価高騰の影響などもあり、それぞれの世帯の抱える困りごとは、多様化・複雑化しているのが現状です。市が実施主体となる「重層的支援体制整備事業」なども含めて、より一層、日ごろからの関係機関同士の連携・協働体制の強化に向けた働きかけが必要です。

活動の方向性⑦ 何でも気軽に相談できる体制をつくりましょう

地域の中には、「どこに、誰に相談したらいいのかが分からない」という方が、少なからずおられます。そのため、誰もが気軽に相談できる身近な地域での相談から、しっかりと専門的な相談へと繋ぐことができる総合相談体制づくりを進めましょう。

活動の方向性⑦ 何でも気軽に相談できる体制をつくりましょう 《総合相談支援体制づくり》

～関係機関と連携・協働する相談支援体制の整備～



↑ 地域見守り活動連携懇談会(H30)



↑ 社協地区担当者と市コーディネーターの全体交流会



↑ 何でも相談「ふれあい福祉相談」

地域の中には、様々な生活のしづらさを抱えておられる方がいます。住民とともに、多様な関係機関との相談体制を整えることで、すぐに適切な支援を届けることができます。

平成30年度には、「地域見守り活動連携懇談会」と題して、地域の活動者や民間企業など、様々な見守り活動を行われている団体との交流会を行いました。地域と企業との新たな繋がり、のきっかけの場にもなりました。

地域支援においては、社協地区担当者と市の生活支援コーディネーターとの全体交流会を行いました。地域支援に関わる専門職として、協働しながら小地域福祉活動の推進を図るために、月1回情報共有会議を行うなど、日ごろから関係性を大切にしています。

「ふれあい福祉相談」では、毎月第1金曜日に、ふれあい相談員が何でも相談を受け付けています。令和3年度は、出向き型相談ブースも設けて、相談内容に応じて、関係機関に繋ぎ、対応を図りました。

参考指標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	地域の課題解決に向けた関係機関等との連携	地区担当職員が地域に出向き、地域の実情の把握に努めた。	地域包括支援センター等の関係機関との連携を図る。	令和5年度以降、地域包括支援センターに配置される「地域支援コーディネーター」の受託が決定。
	ふれあい福祉相談での相談件数	10件	50件	22件



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

関係機関と地域について話し合う場づくりへの働きかけ

支援を必要とする住民が抱える、多様で複合的な生活・福祉課題に関する相談を、住民の身近な圏域において、「丸ごと」受け止める包括的な相談体制が求められます。社協の地区担当者と地域支援コーディネーター、地域住民や福祉関係者、関係機関が互いに連携・協働して、多様化するニーズに的確に対応していけるよう体制を強化する必要があります。

活動の方向性⑧ 必要な情報を必要な人に届けましょう

「社協は、どんなことをしているのかよく分からない」や「どの事業がどんな事業なのか分かりにくい」など、地域の中には、必要な方に必要な情報が届いていないことがあります。本当に必要としている方に、必要な情報が届くような仕掛けをしていく必要があります。

活動の方向性⑧ 必要な情報を必要な人に届けましょう 《広報活動》

～積極的な地域福祉活動の情報発信～



↑ 広報誌「しあわせ」200号に到達。



↑ 社協ミニだより「ほのぼの」スタート



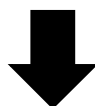
↑ 地域福祉活動事例集「つながり」の発行

様々な広報媒体を活用して、小地域福祉活動の様子や福祉制度に関する情報の発信に積極的に努めました。社協広報誌「しあわせ」は、年4回発行し、全戸配布をしています。地域のサロン活動や福祉に関するイベントのお知らせなど、フルカラー印刷で発信し続けました。令和3年7月号では、200号という節目を迎えることができました。

コロナ禍以降、令和2年12月から、住民が主体となって行われている小地域福祉活動の広報物として、「社協ミニだよりほのぼの」を発行しました。令和4年度は、年10回発行とするなど、多くの方から活動の参考になるというお声をいただいています。

令和4年3月には、地域福祉活動事例集「つながり」を新たに発行しました。それぞれの地域での小地域福祉活動に焦点をあて、地区担当者が活動者の皆さんにお話を聞かせていただき、その活動への想いを多くの住民の方に届けることを心掛けました。

参 考 指 標	事業	2017(H29)年度	2022(R4)年度 【目標】	2022(R4)年度 【結果】
	見やすく分かりやすい広報誌「しあわせ」の発行	年4回の各戸配布	各戸配布に加え、店舗や駅などへの設置	毎号フルカラー印刷、ページ増量を図り、より多くの情報発信に努めた。
	社協パンフレットの充実	各関係機関等に配布	広報誌「しあわせ」とともに、店舗や駅などへの設置	平成29年度以降、発行できず。



第4次活動計画で大切にしていきたい視点

様々な媒体を活用した情報発信

令和3年7月、社協広報誌「しあわせ」(年4回発行の市内全戸に配布)については、創刊から200号を迎えることができました。また、コロナ禍以降、住民の方からも小地域福祉活動について、「ほかの地域では、どんなことをしてるんや」というお声がたくさん出ていたこともあり、様々な広報媒体を通じて小地域福祉活動の情報発信に努めました。住民の主体的な小地域福祉活動への機運を高めるためには、継続的な情報発信は欠かせません。また、小地域福祉活動以外にも、福祉制度に関する情報などを必要な方に届けるための、よりきめ細やかな情報発信についても強化する必要があります。